

## 2月1日から日本、台湾の有機農産物等に「有機」等と表示して相互に輸出入することができます！

昨年10月30日、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で、「公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との有機食品の輸出入に関する協力の促進に関する覚書」についての署名が行われました。

今般、本覚書を踏まえ、輸出入の詳細が決定されたことから、本年2月1日以降、日本又は台湾の有機制度による認証を受けた有機農産物等に「有機」等と表示して、相互に輸出入できるようになります。

### 1. 概要

これまで、日本の事業者は、台湾に農産物を有機農産物として輸出するには、台湾が有機食品の同等性を認めた外国・地域の認証を受ける必要がありました。今後は、有機食品の同等性が認められるものについては、有機JAS認証のみで輸出し、台湾で有機食品として販売できるようになります。これにより、日本の事業者が有機JAS以外の認証を取得するためのコストを負担することなく、輸出できるようになります。

添付資料参照

### 2. 日本から台湾への有機農産物等の輸出について

#### (1) 対象範囲

有機JAS制度に基づき、日本国内で生産・加工された有機農産物及び有機農産物加工食品。ただし、転換期間中の有機農産物、転換期間中の有機農産物を原料とした有機農産物加工食品は対象外。

#### (2) 生産基準

有機農産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1605号)

有機加工食品の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1606号)



有機JASマーク

### 3. 台湾から日本への有機農産物等の輸入について

#### (1) 対象範囲

台湾の制度に基づき、台湾で生産・加工された有機農産物及び有機加工食品(日本の制度で有機農産物加工食品に該当するもののみ)。

ただし、転換期間中の有機農産物、転換期間中の有機農産物を原料とした有機加工食品は対象外。

#### (2) 生産基準

有機農産品有機轉型期農産品驗證基準與其生産加工分裝流通及販賣過程可使用之物質  
(Certification Standard for Organic Agricultural Products and In-conversion



台湾の有機ロゴ

< 添付資料 >

有機JAS制度について

有機食品の同等性について

**【お問合せ先】**

食料産業局食品製造課基準認証室

担当者：規格第1班 内村、魚部

代表：03-3502-8111（内線4481）

ダイヤルイン：03-6744-7139

FAX：03-6744-0569

# 有機 J A S 制度について



## 1. 制度の概要

J A S 法に基づき、「有機 J A S 規格」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者に「有機 J A S マーク」の使用を認める制度。

〔 農産物及び農産物加工食品は、有機 J A S マークが付されたものでなければ、「有機〇〇」と表示できない。 〕

## 2. 有機 J A S 規格

諸外国と同様に、コーデックス（食品の国際規格を定める機関）のガイドラインに準拠し、農畜産業に由来する環境への負荷を低減した持続可能な生産方式の基準を規定。

- 有機農産物にあつては、堆肥等で土作りを行い、化学合成肥料及び農薬の不使用を基本として栽培
- 有機畜産物にあつては、有機農産物等の給与、過剰な動物医薬品等の使用の制限、動物福祉への配慮等により飼養
- これらの生産に当たっては、遺伝子組換え技術は使用禁止  
など

## 3. 有機認証制度の相互承認

有機認証について他国の制度を自国の制度と同等と認め、相手国の有機認証品を自国の有機認証品として取り扱う国家間の取決め。

現在、EU、スイス、米国、カナダ、台湾※と有機農産物及び有機農産物加工食品の認証制度について、相互承認をしている。

※台湾との間では、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の民間取決めを踏まえ、日台双方の関係当局が日台の制度を同等と認め、相手側の有機認証品を自国・地域の有機認証品として取り扱うこととしたもの。

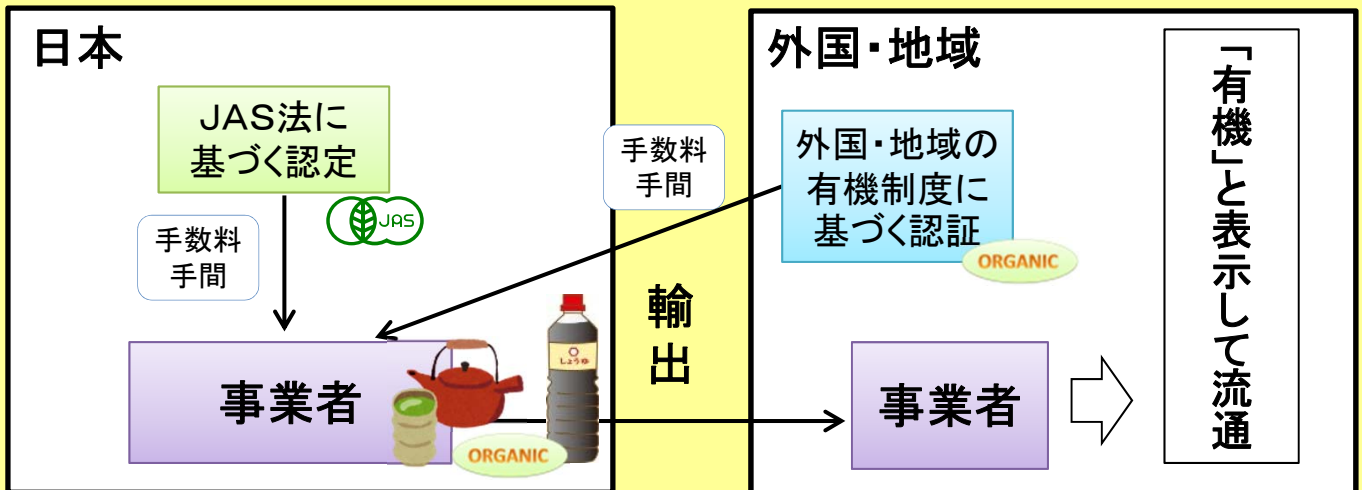
# 有機食品の同等性について

- 諸外国の多くは、「有機」の名称表示を規制。  
(その国・地域の有機規格への適合性を認められた製品でなければ「有機」と表示できない)
- 一方、国家・地域間で有機の認証体制等について「同等性」が認められれば、他国・地域の有機認証を自国・地域の有機認証と同等のものとして取り扱うことが可能。これを「有機食品の同等性」という。

## (参考)日本から外国・地域への有機農産物等の輸出

### <有機同等性が認められていない場合>

日本の事業者は、外国・地域の有機認証を受けなければ、「有機」と表示した農産物等の輸出ができない。



### 同等性が認められれば

### <有機同等性が認められた場合>

日本の事業者は、JAS法に基づく認定を受ければ、外国・地域の有機認証を受けずに、「有機」と表示した農産物等の輸出が可能。

